

要 望 書（抜粋概要版）

1 新型コロナウイルス感染症への医療体制について

令和5年度以降も地域医療を守るための方策として、重点医療機関・協力医療機関だけでなくそれ以外の医療機関も含めて、経営安定化に資する補助制度の創設など引き続き財政支援を講じること。

特に、令和4年10月1日の病床確保料見直しにより、コロナ病床の維持・確保に支障が生じているため、医療機関に対し病床あたりの収入を確実に支援する制度に改めるとともに、経過措置期間の設置などをはじめ、医療機関の不信感を払拭し納得を得られる形で制度の見直しを行うこと。

2 地域医療構想について

地域医療構想の推進にあたっては、コロナ対応状況等を考慮し、見直しの期限設定を拙速に行うことなく、個々の病院や地域の事情に即した柔軟な取扱いをするなど、地方と十分に協議しながら進めること。また、民間医療機関も含めて総合的に議論できるよう国が支援すること。

3 公立病院の運営の確保について

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等による物流の停滞等による電気・ガス等のエネルギー価格や資材価格の高騰、食材料費・診療材料費等の物価高騰は、国民への生活に影響を及ぼしているのみならず、医療機関にも甚大な影響を及ぼしている。

新型コロナ禍においても、患者に安心・安全で質の高いサービスを提供するためにも、物価高騰に対する支援を要望する。

病院事業に係る地方交付税について社会経済情勢に即して所要額を確実に確保するとともに、自治体病院に対する制度的・財政的支援をはじめ、地域医療の確保のために必要な措置の充実を図ること。